

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年6月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000266号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100016号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年6月29日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成30年6月から同年8月までは、18万円から32万円、平成30年9月は18万円から30万円とする。

平成30年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年6月29日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成30年6月から同年8月までは、32万円から44万円、平成30年9月は30万円から44万円とする。

平成30年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成30年10月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から令和元年8月までの標準報酬月額については、18万円から44万円とする。

平成30年10月1日から令和元年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成30年6月29日から同年10月1日まで
② 平成30年10月1日から令和元年9月1日まで

私は、A社に勤務し、関連会社であるB社から給与の支払を受けていた。しかし、年金定期便に記録されている請求期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録は、A社において確認できるところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与明細書、預金通帳、平成30年分及び令和元年分の給与所得の源泉徴収票並びに課税庁から提出された平成31年度及び令和2年度の給与支払報告書（個人別明細書）（以下、併せて「給与明細書等」という。）によると、給与支払者は、B社であることが確認できる。

また、A社及びB社の商業登記簿謄本、オンライン記録並びに年金事務所が保管する滞納処分票によると、両社の事業主は、同一人物であることが確認でき、請求者、両社から委託を受けていた社会保険労務士事務所の担当者及びA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、A社の給与計算はB社で行っていた旨陳述している。

さらに、請求者及び上述の同僚は、B社に入社したものの、健康保険被保険者証の事業所名称がA社になっており、事業主からは「便宜上、A社の社員にした。」との話があった旨陳述しているところ、B社の就業規則には、業務上の都合がある場合には、在籍のまま出向させることがある旨規定されていることから判断して、請求者は、A社の社員として、関連会社であるB社から給与の支払を受けていたものと認められる。

- 2 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、給与明細書等及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（44万円）は、オンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成30年6月から同年8月までは32万円、平成30年9月は30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成30年6月から同年8月までは、32万円、平成30年9月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主からは請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成 30 年 6 月から同年 9 月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は上述の給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 30 年 6 月から同年 9 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①の標準報酬月額について、上述の給与明細書等及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（44 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成 30 年 6 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額を 44 万円とすることが必要である。

なお、平成 30 年 6 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、18 万円と記録されているところ、上述の給与明細書等及び日本年金機構の回答により、請求者は、事業主から、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（44 万円）に相当する報酬月額の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を 44 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100084号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100017号

第1 結論

請求者のA事業所における平成25年12月27日の標準賞与額を13万8,000円から16万7,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA事業所における標準賞与額について、平成21年7月27日は14万円から15万6,000円、平成25年12月27日は16万7,000円から16万8,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月27日及び平成25年12月27日の標準賞与額(平成21年7月27日については訂正前の標準賞与額を除く。また、平成25年12月27日については上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年7月27日

平成25年12月27日

請求期間 及び について、A事業所から賞与が支払われていたが、標準賞与額に誤りがあるので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 について、請求者のオンライン記録の標準賞与額は13万8,000円と記録されているところ、請求者から提出された平成25年12月分賞与に係る給料支払明細書及び平成25年分給与所得の源泉徴収票(以下、併せて「平成25年12月賞与明細書等」という。)により、請求者は、事業主から16万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、16万7,000円の標準賞与額に見合う厚生

年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、平成 25 年 12 月賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から 16 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る請求内容どおりの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているものの、年金事務所から提出された当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額（13 万 8,577 円）が請求者の当該期間に係るオンライン記録の標準賞与額（13 万 8,000 円）に相当する額となっていることから、事業主は、上述の賞与支払届において当該賞与額を届出し、その結果、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 27 日に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間について、請求者のオンライン記録の標準賞与額は 14 万円と記録されているところ、請求者から提出された平成 21 年 7 月分賞与に係る給料支払明細書及び平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、事業主から 15 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたものの、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求者は、事業主から、請求期間は 15 万 6,000 円、請求期間は 16 万 8,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額について、請求期間は 15 万 6,000 円、請求期間は 16 万 8,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間及びの訂正後の標準賞与額（請求期間については訂正前の標準賞与額を除く。また、請求期間については上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000309号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100015号

第1 結論

請求期間 について、請求者のA社(昭和33年4月20日以降はB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者のC事業所Dにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者のE社F所(現在は、G社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和29年9月1日から昭和31年2月14日まで
昭和33年3月21日から昭和34年1月30日まで
昭和47年9月28日から昭和50年10月14日まで
昭和58年9月1日から同年10月1日まで

私は、B社では昭和29年9月1日から4年5か月の間、H業務をした。1日8時間、月に25日勤務した。また、C事業所には昭和47年9月28日から働き始め、I業務の仕事をした。1日7時間45分、月20日働き、退職後2か月の間、失業保険を受給し、昭和58年9月1日からはE社で勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 及び について、オンライン記録によると、請求者に係るA社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和31年2月14日、喪失年月日は昭和33年3月21日となっているところ、請求者は、同社に昭和29年9月1日に入社し、4年5か月の間勤務した旨主張し、訂正請求している。

しかしながら、B社は、オンライン記録によると、平成30年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成30年9月*日に解散していることが確認できるところ、同社の元事業主は、請求期間 及び 当時の事業主が既に死亡しており、資料がないことから、請求者の勤

務実態、当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿及びA社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和31年2月14日と記載され、同名簿によれば、請求者の同社における被保険者資格喪失年月日は、昭和33年3月21日と記載されているところ、両日共に遡って訂正された形跡はなく、オンライン記録と一致している上、請求期間及び に係る健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない。

さらに、請求者は、請求期間 及び に係る給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

請求期間 について、オンライン記録によると、C事業所Dは、個人事業所として昭和58年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、事業所名称に名前が使用されているD氏を特定できないことから、請求者の請求期間 に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者の請求期間 に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和50年10月14日と記載されているところ、同原票に遡って訂正された形跡はなく、オンライン記録と一致している上、請求期間 に係る健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない。

さらに、請求者に係る雇用保険の記録によると、C事業所Dにおける資格取得日は、昭和50年10月14日と記録されており、同事業所における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

加えて、請求期間 当時、C事業所Dにおいて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、一名の同僚が、請求者は昭和47年から昭和50年まで同事業所に勤務していた旨回答しているところ、当該同僚は入社から約5年後に同事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該期間の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて、社員の希望により加入する場合と加入しない場合があった旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

請求期間 について、オンライン記録によると、請求者に係るE社F所の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和58年10月1日と記録されているところ、請求者は、昭和58年6月末日にC事業所を退職した後、失業保険を2か月間受給し、昭和58年9月1日からE社で働き始めた旨主張し、訂正請求している。

しかしながら、G社は、請求期間 に係る資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、E社F所が加入していたJ健康保険組合は、請求者について、昭和58年10月1日に資格取得し、昭和59年7月1日に資格喪失した後、3か月の間、任意継続被保険者として、また、昭和59年10月1日に再度資格取得した後、平成7年3月17日に資格喪失した旨回答しており、請求者の当該健康保険組合における被保険者記録（任意継続被保険者期間を除く）は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、請求者の請求期間 に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿及び厚生年

金保険被保険者原票によれば、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日はいずれも昭和 58 年 10 月 1 日と記載されているところ、当該払出簿及び当該原票に遡って訂正された形跡はなく、オンライン記録と一致している上、請求期間に係る健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、請求者の資格取得年月日は昭和 58 年 10 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致している。

加えて、請求者は請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していない上、E 社 F 所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答はない。

このほか、請求者の請求期間からまでにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100093号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月から昭和46年3月まで

A社に係る厚生年金保険の記録について、令和2年10月に訂正は認められない旨の決定通知書を受け取った。処分結果に納得できないため、厚生労働省年金局事業管理課へ審査請求の手続を行ったが、その後、連絡がないため確認したところ、受理されていない旨の回答を受け、審査請求の期限が経過してしまった。新たな提出資料はないが、請求期間の年金記録が消されており、審査請求をしたいので、再度、審議をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) B社から提出された請求者に係る人事記録により、請求期間のうち、昭和45年12月23日以降の期間については在籍が確認できるものの、同社の担当者は、昭和46年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでは試用期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していない旨陳述していること、ii) 上述の人事記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、B社は、当該記録は同社で保管する原簿を基に作成しており、請求期間に請求者の年金記録はなく、請求者が誤って記録されていたと主張するCという氏名での年金記録も確認できない旨回答していること、iii) D健康保険組合は、請求者のA社に係る健康保険の被保険者記録について、被保険者情報の保存期間が経過しており記録を確認できない旨回答していること、iv) 請求者が記憶するA社の同僚3名のうち、2名は既に亡くなっており、1名は請求者が照会を希望していないことから、同僚からは請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないこと、v) 日本年金機構が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に

厚生年金保険被保険者資格を取得している者（整理番号 134947 番から 231920 番まで）の記録を確認したものの、氏名（請求者が主張する誤った氏名を含む。）及び生年月日が請求者と同一の厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと、vi) 請求者が厚生年金保険被保険者記録を消されたと主張する社会保険事務所（当時）の担当者及び当時の経緯について、日本年金機構は、「当時の窓口相談の資料はなく、担当した職員の特定は不可」と回答していることなどから、すでに平成 29 年 5 月 26 日付け、平成 31 年 4 月 23 日付け及び令和 2 年 10 月 20 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が消された旨強く主張し、審査請求をするために、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者からは新たな資料の提出もなく、請求者の主張のみでは、上述の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、上述の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000420号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2100001号

第1 結論

昭和30年4月1日から昭和36年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年4月1日から昭和36年1月1日まで

支給済期間 : ① 昭和30年4月1日から昭和31年1月11日まで
② 昭和31年1月18日から昭和33年9月3日まで
③ 昭和35年2月6日から昭和36年1月1日まで

請求期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、受け取った記憶はないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の脱退手当金は昭和36年8月14日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、請求期間に係る最終事業所を退職後、平成3年12月まで厚生年金保険への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、請求者の厚生年金保険被保険者記号番号について、請求期間である3回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100079 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (脱) 第 2100002 号

第 1 結論

昭和 26 年 4 月 1 日から昭和 30 年 4 月 19 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から昭和 30 年 4 月 19 日まで

請求期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、請求したことも受け取った覚えもないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が勤務していた A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の名前が記載されているページ及びその前後各 2 ページ (176 名) に記載されている女性のうち、請求者が被保険者資格を喪失した昭和 30 年 4 月 19 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 51 名の支給記録を確認したところ、請求者を含む 35 名に支給記録があり、そのうち 27 名は資格喪失後 6 か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、請求期間当時、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、請求者についても、事業主による代理請求が行われた可能性は否定できない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求者の被保険者資格喪失年月日から約 1 か月後の昭和 30 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。